

欧州委員会、英国によるEU離脱に関するEU商標及び共同体意匠に係る通知を公表

2017年12月11日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、英国による EU 離脱の意図を示す 2017 年 3 月 29 日付け通告に関し、欧州連合 (EU) 商標及び共同体意匠の権利者及び出願人に対する通知 (2017 年 12 月 1 日付け、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) も署名 (副署)) を、公表した。

EUIPO のニュースリリースによれば、本通知は、英国による EU 離脱交渉の結果、離脱の条件や離脱後の取扱いを定める離脱協定の合意に至る前に、欧州連合 (EU) 条約第 50 条に基づいて定められた EU 離脱日が到来し、EU 法令が英国で適用されなくなる場合のシナリオに対応するものであるとしている。また、この通知は、当該 EU 離脱交渉当事者間で (今後) 合意され得る決定又は措置を何ら害するものではないとしている。

本通知の概要は、以下のとおり。

<通知の概要>

- 英国は、欧州連合 (EU) 条約第 50 条に基づき、EU 離脱の意図を示す通知を 2017 年 3 月 29 日に通告した。これは、EU 離脱日として他の日 (2019 年 3 月 30 日以外の日) を定める離脱協定¹を批准するか、又は、EU 条約第 50 条第 3 項に基づいて欧州理事会が離脱までの期間を延長しなければ、EU 一次法及び二次法は、2019 年 3 月 30 日 0 時 0 分 (CET 中央ヨーロッパ時間) (EU 離脱日) 以降、英国で適用されなくなることを意味し、英国は第三国 (third country) となる。
- (つまり、) EU 商標及び共同体意匠に関する EU 法令は、批准され得る離脱協定に含まれ得る移行措置に従うことを条件に、EU 離脱日以降、英国で適用されないこととなる。
- EU 離脱日前に登録された EU 商標、EU 離脱日前に登録された登録共同体商標、及び、共同体意匠に係る規則 (Regulation (EC) No 6/2002) に従って EU 離脱日前に公開された非登録共同体意匠については、EU 離脱日以降、EU27 か国では引き続き有効である一方、英国においては効力を有しないこととなる。
- EU 離脱日前に継続していた EU 商標出願及び登録共同体意匠出願については、EU 離脱日以降、英国をカバーしないこととなり、EU 離脱日以降に EUIPO が付与した権利については、(EU から離脱した英国を除く) EU27 か国のみをカバーすることとなる。
- EU 商標における、英国国内商標権に基づく既存の優先権主張については、EU 離脱日以降、EU において効力を有しないこととなる。

¹ 英国との離脱交渉については、離脱協定を締結するべく、現在交渉継続中としている。

○マドリッド制度又はハーグ制度に基づき EU 離脱日前に国際登録された商標及び意匠 (EU を指定) の権利者は、当該国際登録された商標及び意匠が、EU 離脱日以降、EU27 か国のみで有効であって英国では有効ではなくなることにつき、検討すべきである。

○相当程度の不確実性、特に締結され得る離脱協定の内容に関する不確実性の問題に鑑み、EU 商標、登録共同体意匠、非登録共同体意匠の権利者及び出願人、並びに、EU 商標に係る規則 (Regulation (EU) 2017/1001) や共同体意匠に係る規則に潜在的に依存する事業者は、英国が (EU を離脱して) 第三国となった場合における、これまで適用されてきた EU 法令に起因する法的影響につき、再考することが求められる。特に、以下の点について検討すべきである：

- ・英国にのみ住所又は居所を有する自然人又は法人は、EU 商標出願や共同体意匠に係る出願に加えて、EU 商標に係る規則及び共同体意匠に係る規則に関するあらゆる手続きにつき、EU 商標に係る規則第 120 条第 1 項や共同体意匠に係る規則第 78 条第 1 項に従って、代理されなければならないこととなる。

－ EUIPO のニュースリリースは、以下参照 －

[Notice on the withdrawal of the United Kingdom from the EU – EUTMs and RCDs](#)

－ 欧州委員会による通知 (EUIPO の副署有) は、以下参照 －

[NOTICE TO HOLDERS OF AND APPLICANTS FOR EUROPEAN UNION TRADE MARKS PURSUANT TO REGULATION \(EU\)2017/1001 ON THE EUROPEAN UNION TRADE MARK AND TO HOLDERS OF AND APPLICANTS FOR COMMUNITY DESIGNS PURSUANT TO REGULATION \(EC\)NO 6/2002 ON COMMUNITY DESIGNS](#)

(以上)